

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○特別償却又は税額控除制度の選択適用 ○不動産取得税及び固定資産税の軽減措置</p> <p>※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。（消費税法第6条、消費税法施行令第14条）</p>			
関係条文				
減収見込額	[初年度] 精査中 (-)	[平年度] - (-)	[改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を都道府県が順次策定しているところ。</p> <p>○ 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域医療構想」に基づき、病床の機能分化・連携を進めていくこととされている。</p> <p>○ 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携など、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。</p> <p><参考>平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日 自由民主党・公明党）（抄） 第三 検討事項 8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行</p>			

	<p>う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度に要望